

2020年3月31日

弁護士 宮崎 真

## 収容送還に関する専門部会の取りまとめに関する意見

### 第1 現状認識について（入管職員の熱意ある職務遂行にもかかわらず発生する、多発する死者・健康被蝕者、収容施設内の過度の軋轢、送還目的を超えた人の生存の制約）

1 当職としては、他の専門委員と同様、多くの入管職員の方々のたゆまない職務遂行について敬意を持っているところであり、入管職員に加え、外国人にとっても、日本人にとっても、入管の業務がより円滑に遂行できるとともに、在留制度にかかわるそれぞれの人生がより良いものであることを強く望むものである。

安富座長の取りまとめ案は、各委員の意見を総合的に勘案したもので相反する方策を調整するものであると感服するが、他方で同取りまとめ案の実施では累々たる死者や健康被蝕者（健康を損なった者）の列を断ち切れず、あってはならない職員と被収容者との過度の軋轢の持続、収容目的を超えた人の生存の制約状況を脱却できない。

上記の憂慮を払拭するためには、より我が国らしい、人に着目した制度の構築の礎になるさらなる取りまとめ案の修正を要する。

#### 2(1) いわゆる「送還忌避者」の観点からだけでなく、「在留希望者」「再入国希望者」「帰国困難者」の観点からの精査

本専門部会では、送還対象者を、いわゆる「送還忌避者」（被送還者の意思と行動に着目）と定義してスタートしている。そして、罰則等の強権的手段を採用する前提には、法務省や出入国在留管理庁の在留及び難民についての判断に誤りがないという前提に立っている。しかし、本専門部会でも一端が明らかになってきた家族や未成年者の現状を踏まえれば、送還とは別の、即時あるいは近い将来我が国で生活する結論を採ることも検討すべきであるから、それらを十分調査して、是々非々で採るべき手段を採用すべきであると考えます。

ここで「送還忌避者」とラベリングされた者は、家族関係、教育の継続、日本での出生等の事情で日本に在留を求めている「在留希望者」であり、場合によっては再入国に障害がある者にあつては「再入国希望者」であり、難民にあつては「帰国困難者」である。現在の制度がそれに十分にこたえる体制になっていないことからいわゆる「送還忌避」の状況を招いているものが少なからず含まれているのであるから、その実態解明なくして採る

べき手段は明確にならない。

## (2) 専門的知見が国際的に評価されるものであること

当専門部会には10名の専門家が集まっており、当職としてもそれぞれ委員の知見からお教えを受けることができ幸いである。この先、報告書を取りまとめるにあたっては、専門家としての知見を合わせて、国内外に対して、収容送還の在り方が人権を尊重する我が国の立場に合致することを示せることを切望している。

国内に対して、国民や外国人に対して、不安を解消でき不公平感を持たせない体制の構築は当然である。

合わせて、国際的にみても、評価される体制でなければならない。この点は川村委員が各国際機関から問題点の指摘を受けている具体例を摘示しているとおりである。国際移住グローバルコンパクトは日本も賛成したもので、「目的13 入管収容は最後の手段としてのみ使用し、代替措置を迫すること」の前文部分で、「29 我々は、国際移住の文脈で生じるいかなる収容も適正手続に従い、収容が入国時、通過時、帰還手続のいずれで生じているかを問わず、また、収容が生じる場所の種類にかかわらず、恣意的でなく、法律、必要性、比例性と個別の評価に基づき、権限ある当局により、可能な限り最も短期間に行われることを確保することを約束する。我々は、さらに、国際法に沿って非拘束的な収容代替措置を優先し、移住者のいかなる収容に対しても人権に基礎を置いたアプローチをとり、収容を最終手段としてのみ用いることを約束する。」とされている（仮訳を第2回専門部会に提出済み）。

時期的にみても、オリンピック・パラリンピックが延期され、本専門部会の結論を参考にした新入管法の下で出入国がされること、オリンピック・パラリンピックで我が国の出入国体制の注目をされるのであればなおさらで、本専門部会が設置されたのであるから、困難を伴うとしても、ぜひ見直されるべきである。

## (3) 収容環境改善の窮迫性

当職は、以前から、収容施設内での死亡事案、健康被蝕者の存在、入管職員と被収容者の過度の軋轢を各方面から情報を得て直接聴取もしていた。そんな中、我が国において「餓死」が生じたことで愕然とし、多くの人がかかわっていたにもかかわらず避けることができなかつたこと、死亡事案が過去にも発生していたにもかかわらず自ら改善に向けての行動をとり切れなかつたことに忸怩たる思いを抱いて、日弁連の推薦を受け、本専門部会に参加した。

東日本入国管理センターの視察では、糞尿が廊下に撒かれている状況

も見、ほとんどの者が医師の処方薬の投薬を受けていることを知り、被収容者が遠くから話を聞いてほしいとの呼びかけを受けながら何らの応答もできなかった。

弁護士やボランティアから発せられる各種情報や柚之原寛史牧師の2020年3月17日付「強制収容者の速やかな解放等を求める声明 人権侵害にあたる強制送還廃止を求める声明」に記載されている現況も、残念ながら、危機的状況を脱していない。明日死者が出てもおかしくない、被収容者も職員もこの一瞬にも健康を害しているのではないかという不安で専門部会に臨んできた。

今回の提言案に沿った方策を採っても、現況を改善し、状況を打開するものとは言い難く、明石委員も懸念するように、事態の悪化を招く可能性が高い。

我が国において、この状況を放置して、死亡者や健康被蝕者が今後も発生し続けることは、絶対に阻止しなければならない。

#### (4) 入管行政の転換点に立っていること

収容送還の前提となる難民制度、在留制度について、再度見直すべき時期にある。特に、日本の人手不足解消のための特定技能制度を採用したが事前に計画された人数の受入れに至っていないこと、専門部会での議論開始後も、刑事被告人の国外への出国に伴う刑事司法の見直しの検討も俎上に上った。

さらに、新型コロナウイルスの対策などの新たな要因が加わっている。国境を越えた人の移動はこれまでより自由化の方向で進んできていたが、外国人の入国制限や検疫のための隔離措置<sup>1</sup>、国際線の大幅な減便（中部国際空港は4月1日から国際線が0、その他の空港でも大幅減便）など、送還のための航空機も飛んでおらず、相手国への入国もままならないようになってきており、多くの国において、かつてはあり得なかった国境管理がなされている。

## 第2 入管収容に必要な要素

入管の収容については、次のような要素が必要とされる。

- ① 第1として、**第三者への透明性の確保**である。身柄の拘束に関して、入国者収容所等視察委員会の視察、ボランティア等との意見交換を行っていることは評価できる。にもかかわらず、長期収容、施設内での死亡、健康状態の悪化、保安理由による全くプライバシーのない生活環境が存在している。その点に鑑みれば、収容に関し、司法等第三者機関の事前チェック、死亡等の問題発生時の第三者による検証などを、さらに進め

るべきである。大村入国管理センターでの餓死事案が直ちに理由が発表されることもなく、第三者が入らない調査で終わっていることも閉鎖性を裏付ける事象である。

- ② 第2として、**期間の明確化**である。入管関連の**手続**について、**国外手続**や**司法手続**等すべての期間を管理できるわけではないが、**入管手続**や**身柄拘束**について、**期間が明確でない**ことで「恣意的拘禁」との評価を受けているのであるから、**期間を明確にする**べきである。そのためにも、**収容期間を定める**こと、**延長する場合でも人権の制約との比例性を考慮**して**上限を設ける**こと、**また少なくとも一定期間後は司法等第三者チェックが不可欠**である。

本専門部会に開示された資料でも、信じられない収容期間・仮放免期間の者がおり、収容期間で3年以上の者が76名、仮放免期間では10年以上の者が150名存在していることが判明している（令和元年6月末日現在）。

- ③ 第3として、**入管職員を「第一線の外交官」<sup>ii</sup>として位置づけられる環境整備**である。残念ながら、職員（特に入国警備官）の**離職が目立つ**状況であり、**権限の強化だけでは、それは解消できない**ことは明らかである。

- ④ 第4として、**入管と社会資源の協働の発展**である。入管の収容に関しては、**ボランティア、国会議員、弁護士等**周辺の**取り巻く社会資源**があることが際立った特徴である。入管においては、**社会的資源が重要な役割**を果たし、**ボランティアの面会グループ、旧雇用先や受入れ可能先、友人等**が**物理的・精神的ケア**等を支えている。**なんみんフォーラム・法務省・日弁連の三者協議**も行われ、これをベースにした**収容代替措置の取り組み**も行われている。外国人との**共生**を目指すのであれば、**入管内部にとどまらず外部との協働体制をさらに発展させるもの**とすべきである。

- ⑤ 第5として、**入管の権限強化の必要性の立法事実が明らかでない**ことである。在留、収容及び送還までのすべての権限を入管が有し、その権限で**仮放免をしない**という政策を行い、今回の提言はさらなる**権限の強化**を図る方向のみで、その権限を**監視抑制**する方向について、**検討が不十分**である。収容と退去強制と在特の判断に**行政庁の裁量**があるとしても、**裁量は無制限なもの**ではなく、**行政に関する司法関与はチェックアンドバランスの観点から取り入れられるべき**もので、**身柄の拘束**という**重大な人権にかかわること**から、**手続保障がされた事前審査及び迅速な事後審査が必要不可欠**ある。

- ⑥ 第6として、**収容代替措置についての検討が不十分**である。高宅委員が**収容代替措置の実施について述べていらっしやる**ところであり、**仮雇用**

主の確保などにより、生活費・帰国費用の捻出を本人に任せて国のコストを軽減させることも考えられてもよいと思われる。なお、これについては、なし崩し的な在留を認めるという趣旨ではない。

### 第3 退去強制に関連する罰則について

- 1 退去強制令書に関する罰則の導入については、弁護士から退去強制令書発付後に婚姻等の事情があつて法支援をする場合においても、教唆や幫助に問われるおそれがあるという懸念が示されている（例えば、茨城県弁護士会の2020年3月19日付会長声明）。
- 2 それだけではなく、司法的及び法的救済の場面で言えば、在留を認めることを求める場合に限らず、入管が直接把握することはない家事調停や民事訴訟、未払賃金や労災等様々な場面が存在し、また医療等が要請される場面もあり、その正当性を入管において判断することは極めて困難である。
- 3 同罰則については、上記のように適用範囲の設定が極めて困難であること、退去強制の命令を新たに創設するものであること、そうした罰則が必要とする立法事実が明らかではないこと、身柄を拘束されている者に対して実効性を持つ正当な理由となりうるか疑問があること、逆に被収容者と入管職員の対立を深め収容の困難さを増すに過ぎないことなどから、導入は反対である。
- 4 万一、こうした制度の導入を検討するのであれば、専門部会において曖昧な提案にとどまることなく、前記事情を十分に検討して提言をするべきであり、基礎的事実を十分検討しないまま抽象的な提言をするべきではない。  
そもそも諸外国の制度の説明についても、専門部会開始後も直ちには提示されず、十分な議論も検証もされていない。
- 5 野口委員の指摘の、罰則の創設にあたっては現行法制度の小さくはない制度改正が必要となるはずで、刑事罰にのみ頼るべきではない、という点は、重要な指摘であり、軽々に刑事罰を提言すべきではない。
- 6 なお、自費出国か国費出国かで区別することは、経済力の乏しい者のみを処罰することにつながるおそれがあるため、賛成できない。

### 第4 仮放免に関連する罰則について

- 1 仮放免については、仮放免運用方針の原則ですら公開されておらず、当専門部会でも繰り返しの要請にもかかわらず開示されていない。仮放免に関する罰則を議論する以上、最低限の情報であり、かつこのように非開示にしたままで罰則規定を設けることはあり得ない。
- 2 仮放免運用方針の「仮放免の運用の原則」に当たる部分はすべて黒塗りで

あり、個別的事案でも仮放免の許可及び不許可理由は告知されない（入管もそのような運用を行っているは認めている。日弁連の大村入国管理センターに関する2019年10月25日付人権救済勧告書参照）。しかも、例えば「仮放免を許可することが適当といえない者」として、「⑧・・・仮放免許可事由が消滅し、仮放免許可期間が延長不許可になり再収容された者」を挙げるが、上記のとおり仮放免許可事由は当事者には開示されない。

このような状況は、延長のための出頭を阻害させる要因になっていると言わざるを得ない。さらに、2020年6月以降2週間の仮放免をした上で、特に状況が変更していない事案において、再収容されるケースが多発している。このような予見可能性がない状態であれば、再出頭しないケースも予想されるところで、入管自らが仮放免の出頭を阻害する要因を作出していると言わざるを得ない。

この点も、本専門部会において全く議論が及んでいない。

- 3 さらに、仮放免の逃走にかかわる犯罪類型を創設した場合に、各収容施設にある面会グループに萎縮的効果が働き、社会資源を喪失するおそれがある。東日本、大村、東京、名古屋、大阪の長期収容施設にはそれぞれボランティアの面会グループが存在し、収容者の外部との橋渡しをしたり、精神的なケアをしたりするなどの役割を果たしてきている。こうした存在は、極めて貴重である。そして、被収容者が病気等で収容が耐えられない状況にあっては、これらの者の協力を得て仮放免をしている。本専門部会で聴取の機会を持った柚之原牧師からもそうした状況が裏付けられたし、東日本入国管理センターの視察の際に、当職が面会室に向いた際にもそうしたボランティアグループが面会をしており、当職の地元である名古屋入管でもそうした活動がなされている。
- 4 仮放免については、保証金の没収というペナルティが課されており、その上にさらに刑事罰を課す必要性があるという立法事実はみられない。また、刑事罰が課された場合には、ボランティア、人道上の配慮から引き受けをした者、弁護士等に対しても教唆や幫助の容疑がかけられるおそれもあり、結果として、健康状態の悪化等の人道上の理由から仮放免許可が必要な者について身元保証人を引き受ける者がなくなるという弊害が発生する。
- 5 現行において、特別放免は活用されていないなどの状況もあり、野口委員の指摘の放免制度全体の見直しについては賛成である。

特別放免の活用賛成。念のために述べると、入管法52条6項は「入国者収容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者

を放免することができる。」としているのであって、「特別」との用語は法文にはなく、特別でなくても「送還することができないことが明らかになったとき」には対象であり、訴訟、難民申請等の手続などを含めて長期に送還できないときは同条文を適用することができるはずである。また、「特別」放免についても、これまでの職権のみでは死文化していた事情に鑑み、職権に限らず、当事者に申請権を認め、刑事における権利保釈のように特別放免は一定の要件を満たすことで必要的に放免される制度とすべきである。

- 6 その際には、「その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由が認められるとき」なども特別放免の選択的な要件として追加することも検討すべきである。

## 第5 難民認定制度について

- 1 現在の難民制度は、認定基準の運用等の理由により、国際的な難民認定の状況と乖離が生じてしまっており、裁判所においても複数回申請事案で難民認定をしない判断がくつがえされた事例が一定数存在するなど、初回の申請において適切な判断がなされることが担保されているとは言い難い状況がある。
- 2 また、1度難民認定申請をすると、難民性以外の理由で人道配慮を求める事案であっても、難民認定手続以外の方法で考慮を求める方法がないことから難民認定申請を選択せざるを得ず、また、拷問禁止条約や強制失踪防止条約に基づき難民以外のノン・フルールマン原則の適用を受けることを望む場面でも、他の制度は存在しないから、難民認定手続における人道上の配慮に位置付けられて難民認定手続を選択せざるを得ない。
- 3 このような状況をふまえると、難民の複数回申請の許容性にかかわる審査を行う制度の採用を議論する前に、難民認定における手続の見直し、手続保障や基準の検証を行うべきである。
- 4 難民については、川村委員も指摘するとおり、訴訟という手続があるとしても、リーガルアクセスや費用等も担保もされておらず、実効性を持つためには法テラスの充実（「民事法律扶助（代理援助）の入管・難民認定手続への拡張」）等も不可欠である。
- 5 高宅委員の難民手続の分析については、実務を踏まえた示唆に富むものであり、難民の専門家の知見を踏まえつつ検証されるべきである。
- 6 以上の状況から、難民認定手続中の者について、一部であっても送還禁止効を解除することには現時点では反対せざるを得ない。
- 7 なお、全国難民弁護団連絡会議が2020年3月31日付「収容・送還に関する専門部会におけるこれまでの議論に対する意見」を発出し、重要な指

摘要や条文案等も記載されているので、これも併せて提出する。

## 第6 収容期間の上限や司法等第三者による事前審査について

- 1 これについては、諸外国において、多くの国で採用されている制度である。川村委員の意見においても「より実効的な審査の機会の提供」とあるように、司法審査は、我が国の場合には、事後的な司法審査が通常の民事訴訟（行政訴訟）としてなされるため（退去強制令書の執行停止、仮放免不許可取消訴訟）、身体拘束という重大な人権侵害が生じていたとしても適時に迅速になされていない状況にある（刑事事件の勾留・保釈とその準抗告などとは全く異なる）。そのため、「事前の」司法審査が必要と思料するものである。
- 2 さらに、高橋委員が述べるように、全件収容主義の見直しは、ぜひ実施すべきものである。この点、運用でなく法制度として、刑事身体拘束の要件も参考に収容の要件を検討することが望ましい。少なくとも収容令書に基づく収容の全件収容主義の廃止は早急に検討すべきである。
- 3 川村委員の提言のあった退去強制事由の認定と在留特別許可の手続を分離することについては、検討すべきものであると思料する。
- 4 なお、退去強制をすることと収容をすることは当然に結びつくわけではなく、収容をしなくても退去強制をし得る場面も想定できるから、全件収容主義を貫く必要はない。

## 第7 施設内の改善の受入れについて

- 1 施設内の改善は、柳瀬委員のご指摘もあるところであり、前向きに検討すべき点も多い。
- 2 収容の保安とプライバシー保護とのバランスは、被収容者による自傷行為等を防止する必要性や保安上の観点等が軽視されてはならないとする寺脇委員の意見も首肯できる。他方収容は送還目的であり、万一在留活動を制限する目的が加わっても、人としての生活の制限は最小限度でなければならない。
- 3 大橋委員からの医療従事者が困難に直面しないようにすべきというご指摘も納得できるところであり、そのためにも収容を最小限にし、収容の環境の改善によって、被収容者が医療を必要とする場面が減って、それが達成できるはずである。

## 第8 労働者としての受入れについて

- 1 外国人労働者の受入れについては、高宅委員や柳瀬委員の提言にあるところで、前向きに検討すべきである。

- 2 高宅委員のご提案の在留資格取得が見込まれる場合や上陸拒否の特例として早期の上陸・在留を可能とすることについて、基本的には賛成する。その条件については、別途検討を要すると思料する。
- 3 なお、家族関係などの理由がある場合には、「特定技能」に限定して、家族帯同を認めない、期間制限があるということで、不都合が生じないように手当を考える必要がある。

## 第9 現状に対する対応について（新型コロナウイルス感染対策、長期収容及び長期仮放免）

### 1 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスの現況に勘案すれば、集団での生活の問題点及び面会者の来訪などに鑑みれば、被収容者にとっても職員にとっても、収容を解消する必要がある。

現状は、特別放免の「退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったとき」の要件を満たす状況であり、死文化している特別放免を実施すべきである。そうでないとしても、仮放免を行うのが望ましい。

また、移動制限や新型コロナウイルスへの罹患を考え、出頭をしない確認方法を定め、そうでないとしても期間を長めに設定する必要がある。

収容を継続しなければならない者についても、単独室など、集団状況の解消を図るべきである。

さらに、新型コロナウイルスは医療機関においてもクラスター化する施設もあることを考えれば、専門医もおらず病気管理の程度が及ばない収容について原則停止すべきである。

### 2 長期収容及び長期仮放免に対する対応

数年を超える長期収容者及び長期仮放免者が相当数に及びそれらの者が家族や帰国困難を原因として、退去強制に至らなかったという点から、在留特別許可の対応を採用し、今後長期化を避けるように本専門部会での早期処理の対応を採用すべきである。

特に、新型コロナウイルスが早期に収束する目途がないという現状に鑑み、未成年子がいる等の場合には、治療も受けることができない不安定な地位を継続すべきではなく、また難民申請者についても仮滞在などの対応をすべきであるとする。

以上

---

<sup>i</sup>（法務省のホームページによれば、2020年3月28日の情報で、感染者確認国・地域（注：日本を含む）からの入国・入域制限が行われている国・地域（176か国/地

---

域)、入国後に行動制限措置がとられている国・地域（60か国/地域）。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

ii 1954（昭和29）年2月3日衆議院法務委員会における法務省入国管理局長鈴木一氏の発言「私は、常に、われわれの同僚並びに部下に対しましては、外国人の扱いということにつきまして、第一線の外交官たれということをモットーにいたしましてその趣旨を徹底させているのでございます。ややもいたしますれば、権力を持っております者としまして弱者の扱いをいたしがちでございますが、そういうことはいけない。」

# 資料 出入国法案

——一九七三年三月一六日閣議決定——

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 入国（第四条）
- 第三章 上陸
  - 第一節 上陸許可（第五条―第九条）
  - 第二節 上陸許可の手續（第十条―第十五条）
  - 第三節 一時上陸及び直行通過区域（第十六条、第十七条）
- 第四章 在留
  - 第一節 在留の原則（第十八条―第二十一条）
  - 第二節 在留資格の変更等（第二十二条―第二十八条）
  - 第五章 出国（第二十九条、第三十条）
  - 第六章 再入国（第三十一条、第三十二条）
  - 第七章 退去強制
    - 第一節 退去強制の対象者（第三十三条）
    - 第二節 違反調査（第三十四条―第四十一条）
- 附則
- 第九章 日本人の出国及び帰国（第五十九条、第六十条）
- 第十章 管理機関（第六十一条―第六十六条）
- 第十一章 権則（第六十七条―第七十三条）
- 第十二章 罰則（第七十四条―第八十一条）

るすべての人の出入国を公正に管理することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外国人 日本の国籍を有しない者をいう。
- 二 乗員 船舶又は航空機の乗組員をいう。
- 三 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。
- 四 旅券 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又はこれに代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）をいう。
- 五 乗員手帳 船員手帳若しくは国際航空乗員証明書又はこれらに準ずる文書をいう。
- 六 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場として政令で定めるものをいう。
- 七 運送業者 船舶又は航空機により人又は物を運送する事業を営む者（その者のために通常その事業に属する取引の代理をする者で法務省令で定めるものを含む。）をいう。

八 在留資格 外国人が次条の規定により決定された身分若しくは地位を有する者又は活動することかできる者として本邦に在留することかできる資格をいう。

九 在留期間 在留資格を有する外国人が本邦に在留することができる期間をいう。

（在留資格及び在留期間）

第三条 在留資格の決定は、次の各号のうち、第一号、第二号又は第十三号から第十六号までについては当該各号の区分により、第三号から第十二号までについては政令で定めるところにより当該各号に掲げる活動の一又は二以上の活動を定めて、するものとする。

- 一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事館の構成員又は条約若しくは国際慣行によりこれらの者と同様の特権及び免除を受ける者
- 二 本邦で外国政府又は国際機関の公務に従事する者
- 三 文化、スポーツ、経済、労働又は技術に関する国際交流を目的とする公私の団体の事業を管理する活動
- 四 宗教団体により本邦に派遣され、又は受け入れられたり行なり布教その他の宗教上の活動
- 五 報道機関のために行なり取材その他の報道上の活動
- 六 本邦の学術研究機関又は教育機関において研究又は

学習をする活動

七 本邦の学術研究機関又は教育機関において研究の指導又は教育をする活動その他政令で定める学術、芸術又は教育上の活動

八 本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能の習得をする活動その他政令で定める専門的又は技術又は技能の指導又は習得をする活動

九 貿易、投資又は営利事業の管理、専門的知識をもって管理を補助する職務を含む。(に従事する活動その他政令で定める経済活動

十 演劇、演奏、スポーツ等の興業に係る活動で、政令で定めるもの

十一 熟練労働又は特殊な事情の下において必要とされる労働に従事する活動で、政令で定めるもの

十二 社会福祉又は医療若しくは保健に係る活動で、政令で定めるもの

十三 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習若しくは会合への参加又は業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在する者

十四 第二号から第十一号までに係る在留資格を有する者の配偶者又は二十歳に満たない子

第五條 外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、この節及び次節に定めるところにより、上陸許可を受けなければならない(上陸許可の要件)

第六條 上陸許可は、第三條第一項各号(第五号を除く。)に係る在留資格によって本邦に在留しようとする者で、日本国領事官等の有効な査証を受け、かつ、第九條第一項の事前認定を受けているものに対してすることができ、ただし、条約又は政府間の取決めにより査証を免除されている者においてはその査証を、第九條第一項の事前認定を要しない者においては事前認定を受けていることを要しない。

第七條 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。

一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)の適用を受ける患者

二 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神障害者、覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬中毒者

三 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して無期若しくは一年以上の有期の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者(政治犯罪に限り刑に処せられたことのある者を除く。)で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後十年を経過していないもの

五 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六 売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行つたことのある者

七 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをおそれ、そのおそれにより刑に処せられたことのある者

八 麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻、あへん又は覚せい剤(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤若

第十五 本邦で永住する者

十六 日本人又は前号に係る在留資格を有する者(以下「永住者」という。)の配偶者又は直系血族

2 在留期間(第一項第一号又は第十五号に係る在留資格を有する者については、この限りでない)

2 本邦を経由して本邦外の地域におもむく外国人で乗員であつたことが明らかなるもの又は本邦若しくは本邦外の地域において乗員となることが明らかなる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第四條 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。

第二章 入国

第三章 上陸

第一節 上陸許可

(上陸許可)

三 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して無期若しくは一年以上の有期の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者(政治犯罪に限り刑に処せられたことのある者を除く。)で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後十年を経過していないもの

五 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六 売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行つたことのある者

七 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをおそれ、そのおそれにより刑に処せられたことのある者

八 麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻、あへん又は覚せい剤(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤若

第十五 本邦で永住する者

十六 日本人又は前号に係る在留資格を有する者(以下「永住者」という。)の配偶者又は直系血族

2 在留期間(第一項第一号又は第十五号に係る在留資格を有する者については、この限りでない)

2 本邦を経由して本邦外の地域におもむく外国人で乗員であつたことが明らかなるもの又は本邦若しくは本邦外の地域において乗員となることが明らかなる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第四條 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。

第二章 入国

第三章 上陸

第一節 上陸許可

(上陸許可)

三 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して無期若しくは一年以上の有期の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者(政治犯罪に限り刑に処せられたことのある者を除く。)で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後十年を経過していないもの

五 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六 売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行つたことのある者

七 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをおそれ、そのおそれにより刑に処せられたことのある者

八 麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻、あへん又は覚せい剤(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤若

29



る報告を受けたときは、当該報告に係る外国人に対し、

- 2 当該外国人又はその代理人は、口頭審理に当たって、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。
- 3 当該外国人は、地方入国管理署の長の許可を受けて、親族又は知人の一人を口頭審理に立ち合わせることで

- 4 地方入国管理署の長は、口頭審理に当たって、当該外国人の請求に基づき、又は職権に基づき、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。
- 5 地方入国管理署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができる場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をすることも

- 6 地方入国管理署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができる場合には、当該外国人に対し、すみやかに、理由を示してその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることができる旨を通知しなければなら

- 7 前条第五項の規定は第一項の口頭審理について、同条第三項の規定は第五項の上陸許可について準用する。

- 2 法務大臣は、特別上陸許可をする場合において、在留資格を決定することができるときは、当該外国人に対し、三年をこえない範囲内でその者が本邦に在留することのできる期間を決定するものとする。

- 3 特別上陸許可は、地方入国管理署の長に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間(前項の規定による決定を受けた外国人については、その旨及び同項に規定する期間)を記載し、上陸許可の証印をさせて行なうものとする。
- 4 地方入国管理署の長は、上陸許可の申請をした外国人で、上陸許可をすることができないと認められるものについて、法務大臣に特別上陸許可を上申することが

- 5 法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別上陸許可をしないときは、地方入国管理署の長にその旨を通知するものとする。
- 6 法務大臣は、第二項の規定による決定を受けた外国人に対し、法務省令で定めるところにより、活動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附することが

(異議の申出)

- 2 法務大臣は、前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決し、すみやかにその結果を、地方入国管理署の長を経由して、当該外国人に通知するものとする。この場合において、異議の申出がないと裁決した旨の通知は、当該外国人に対し第八条の上陸許可(以下「特別上陸許可」という。)をしない場合に限り、するものとする。

- 3 地方入国管理署の長は、法務大臣から異議の申出が理由であると裁決した旨の通知があつたときは、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をすることもとする。
- 4 第十条第三項の規定は、前項の上陸許可について準用する。

(特別上陸許可の手続)

- 第十三条 法務大臣は、上陸許可の申請をした外国人に対し特別上陸許可をする場合には、当該外国人の在留資格

- 7 法務大臣は、前項に規定する外国人が同項の規定により附された条件に違反したときは、特別上陸許可を取り消すことができる。
- 8 第二十五条 第三十一条及び第三十二条の規定は、第一項の規定による決定を受けた外国人について準用する。この場合において、第二十五条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項後段中「在留資格」とあるのは「第十三条第二項の規定による決定を受けた者として本邦に在留することができる資格」と、第二十五条第二項から第四項まで、第三十一条第一項及び第三十二条第二項後段中「在留期間」とあるのは「本邦に在留することができる期間」と読み替へるものとする。

(仮上陸)

- 第十四条 地方入国管理署の長は、特に必要があると認められる場合には、上陸許可の申請をした外国人が上陸許可を受け、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられるまでの間、当該外国人に対し、仮上陸を許可することができる。
- 2 仮上陸の許可は、当該許可に係る外国人に仮上陸許可書を交付して行なうものとする。この場合において、地方入国管理署の長は、当該外国人の仮上陸中の住居を



- 6 地方入国管理官署の長は、一時上陸の許可を受けた外国人が前項の規定により附された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。
- 7 第二項又は第三項の一時上陸の許可があつたときは、当該許可に係る外国人の乗つていた船舶若しくは航空機（遭難により一時上陸の許可があつたときは、遭難した船舶又は航空機）の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人の生活費、治療費、葬儀費その他一時上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。
- （直行通過区域）
- 第十七条 航空機により本邦に入国した外国人は、同一の出入国港において航空機を乗り換える場合その他政令で定める場合には、相当の期間、法務大臣が運輸大臣と協議して指定する出入国港内の区域（以下「直行通過区域」という。）にどまることができる。
- 2 地方入国管理官署の長は、前項に規定する外国人で、正当な理由がないのに直行通過区域にとどまっているもの又は相当の期間を経過した後も直行通過区域にとどまっているものに対して、出国期限を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。
- 3 第十五条第一項の規定は、前項の規定により退去を命ずる場合を除く。
- する外国人（永住者を除く。）に対して、書面をもって、当該各号の一に該当することとなつた行為を継続しないよう又は同種の行為を反復しないよう命ずることができ
- 1 日本国の機関において決定した政策の実施に反対する公開の集会又は集団示威運動の主権又は指導をした実施に反対することをせしむる又は文書図画の頒布若しくは展示をした者
- 2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の承認を受けなければならない。
- 第二十一条 本邦に在留する外国人は、常に旅券又は仮上陸許可書若しくは第十六条第四項の一時上陸の許可があつたことを示すもの（以下「旅券等」という。）を携帯していなければならない。ただし、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）による登録証明書を携帯する者及び十四歳に満たない者については、この限りでない。

- 4 第一項に規定する外国人で、直行通過区域を経由して直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入るものに対してこの法律の規定の適用については、直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入ることをもつて上陸とする。
- 第四章 在留
  - 第一節 在留の原則
  - （在留の原則）
  - 第十八条 外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、在留資格に係る身分若しくは地位を有する者として、又は在留資格に係る活動（以下「在留活動」という。）をする者として本邦に在留するものとする。
  - （資格外活動の許可）
  - 第十九条 在留資格（第三条第一項第十五号又は第十六号に係る在留資格を除く。）を有する外国人は、在留活動をする場合を除き、第三条第一項に掲げる活動をしようとするときは、法務大臣の許可を受けなければならない。
  - （中止命令）
  - 第二十条 地方入国管理官署の長は、次の各号の一に該当するときは、これを提示しなければならない。
    - 3 前項に規定する職員は、旅券等の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、当該外国人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
    - 第二節 在留資格の変更等
    - （在留資格の変更）
    - 第二十二条 在留資格を有する外国人は、法務大臣に対し、在留資格の変更を申請することができる。
    - 2 法務大臣は、前項の申請について適当と認めらるる相当の理由があるときは、在留資格及び在留期間を決定して在留資格の変更を許可することができる。ただし、第三条第一項第十三号に係る在留資格を有する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。
    - 3 法務大臣は、第三条第一項第六号から第九号まで又は第十一号に係る在留資格への変更について前項の規定による許可（以下「在留資格変更許可」という。）をする

2 法務大臣は、前項の規定による許可（以下「特別在留許可」といふ。）をする場合において、在留資格を決定することができないときは、当該外国人に対し、三年をこえない範囲内でその者が本邦に在留することができる期間を決定するものとする。

3 特別在留許可は、地方入国監理官署の長に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間（前項の規定による決定を受けた外国人については、その旨及び同項に規定する期間）を記載し、特別在留許可の証印をさせて行なうものとする。

4 特別在留許可を受けた外国人については、当該許可をした際に明らかであつた第三十三条各号に係る事実によつては、第七章に規定する手続による退去強制をすることができない。

5 地方入国管理官署の長は、第三十三条各号の一に該当すると認められる外国人について、法務大臣に特別在留許可を上申することができる。

6 法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別在留許可をしないときは、地方入国管理官署の長にその旨を通知するものとする。

7 第十三条第六項及び第七項の規定は、第二項の規定に在留外国人身分証明書を送納しなければならぬ。

8 在留外国人身分証明書は、この法律の規定の適用については、旅券とみなす。ただし、第四条第一項の規定の適用については、当該外国人が第三十一条第一項（第十三条第八項及び前条第八項において準用する場合を含む）の再入国の許可を受けている場合に限る。

（出国の手続）

第二十九条 本邦に在留する外国人（一時上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人を除く。）は、本邦外の地域におもむく意図をもって出国しようとするときは、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、当該外国人について出国の確認を留保すること

第五章 出国

1 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の有期の懲役若しくは禁錮にあたる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けてなかつた者で、刑の執行を終つた後、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮出獄を許されている者を除く。）

3 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

4 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならぬ。

第六章 再入国

（再入国の許可）

第三十一条 法務大臣は、在留期間の満了前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとする外国人が、出国前の在留資格をもって再び本邦に在留しようとするとき

よる決定を受けた外国人について準用する。

8 第二十五条、第三十一条及び第三十二条の規定は、第二項の規定による決定を受けた外国人について準用する。

この場合において、第二十五条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項後段中「在留資格」とあるのは「第二十七条第二項の規定による決定を受けた者として本邦に在留することができる資格」と、第二十五条第二項から第四項まで、第三十一条第一項及び第三十二条第二項後段中「在留期間」とあるのは「本邦に在留することができる期間」と読み替へるものとする。

（在留外国人身分証明書）

第二十八条 法務大臣は、国籍を有しない外国人その他の外国人で、旅券を取得することができない特別の事情のあるものに対し、この節（第二十五条第二項については、第十三条第八項において準用する場合を含む。）に規定する許可又は第三十一条第一項（第十三条第八項において準用する場合を含む。）の再入国の許可をする場合には、当該外国人に対し、在留外国人身分証明書を発給するものとする。

2 在留外国人身分証明書の発給を受けた外国人は、新たに旅券を取得したときは、地方入国管理官署の長に当該

は、当該外国人の申請に基づき、再入国の許可をすることができ、再入国の許可を受ける場合、当該許可の日から一年をこえない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 法務大臣は、再入国の許可をする場合、当該許可の日から一年をこえない範囲内においてその有効期間を定め、当該許可の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、当該許可の有効期間内を再入国することができる。当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

4 前項の許可の事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

5 法務大臣は、教次再入国の許可を受けている外国人で、再入国したものに對し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないとき、その者が本邦に在留期間において、当該許可を取り消すことができる。

第三十二条 再入国の許可を受けている者で、最後の出国時における在留資格をもって本邦に在留しようとする者（再入国の許可による特例）

### （退去強制の対象者）

第三十三条 次の各号の一に該当する外国人については、この章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

- 1 第四条第一項の規定に違反して本邦に入つた者
- 2 第五条の規定に違反して本邦に上陸した者
- 3 仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したもの又は第十四条第三項の規定に違反して呼出して応じないもの
- 4 第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者
- 5 第十七条第二項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者
- 6 第二十六条第一項に規定する者で、在留資格取得許可を受けるとなく同項に規定する期間を経過した後、も本邦に残留するもの
- 7 在留期間（第二十五条第四項の出国猶予期間を含む。）を経過した後、も本邦に残留する者、在留資格喪失の許可を受けるとなく第二十四条に規定する期間を経過した後、も本邦に残留する者又は第二十五条第六項の規定により同条第四項の規定による在留の許可を取り消された者

に對しては、第六条及び第七条の規定にかかわらず、上陸許可をすることができ、ただし、再入国の許可を受けた後に生じた事実により第七條第一項各号（永住者として本邦に在留しようとする者については、第一号から第三号までを除く。）の一に該当する者に対しては、この限りでない。

2 前項に規定する者に対し上陸許可をする場合には、第十条第二項、第十一条第五項又は第十二条第三項の規定による在留資格及び在留期間の決定を要しない。この場合において、上陸許可を受けた当該外国人は、最後の出国時における在留資格及び在留期間をもって本邦に在留するものとする。

3 再入国の許可を受けている者のうち、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令定める船舶若しくは航空機の乗員は、出国の確認を受けることなく出国し、かつ、上陸許可を受けることなく本邦に上陸することができる。

### 第七章 退去強制

#### 第一節 退去強制の対象者

- 1 第十三条第二項若しくは第二十七条第二項に規定する期間（第十三条第八項又は第二十七条第八項において準用する第二十五条第二項の規定による許可を受けたる場合にあつては、延長された期間）を経過した後、も本邦に残留する者又は第十三条第七項（第二十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により特別上陸許可若しくは特別在留許可を取り消された者
- 2 一時上陸の許可に係る上陸の期間を経過した後、も本邦に残留する者又は第十六条第六項の規定により一時上陸の許可を取り消された者
- 3 第十九条の規定に違反して、同条に規定する活動をもつばら行なつた者
- 4 第二十条第一項の規定による命令に従わなかつた者
- 5 十二ら、い予防法の適用を受けているら患者（永住者を除く。）
- 6 十三 精神衛生法第二十九条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受け、同法第二十九条に定める精神病院若しくは指定病院に収容されていける精神障害者若しくは覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法第五十八条の八の規定の適用を受け、同

条に定める麻薬中毒者医療施設に収容されている麻薬中毒者（永住者を除く。）

十四 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になっているもの（永住者を除く。）

十五 外国人登録に関する法令に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けたる者を除く。

十六 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に規定する罪により刑に処せられた者

十七 売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）に規定する罪又は性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）第二十六条若しくは第二十七条若しくは刑法第一百八十二条の罪により刑に処せられた者

十八 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）に規定する少年で、無期又は三年をこえる（不定期刑の場合にあつては、その長期が三年をこえる）有効の懲役又は禁錮に処せられたもの

十九 少年法に規定する少年を除くほか、無期又は一年をこえる有期の懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、

て日本国の利益又は公安を害する行為を行なつたと認定する者

### 第二節 違反調査

#### （違反調査）

第三十四条 入国警備官は、前条各号（第四号を除く。以下「容疑者」という。）があるときは、調査をすることができ。ただし、強制の処分は、この節及び第五節に特別の規定がある場合でなければすることができない。

第三十五条 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて容疑者を知つたときは、所轄の地方入国管理官署の長に、その旨を通報しなければならない。

（容疑者の取調べ等）

第三十六条 入国警備官は、第三十四条の調査（以下「違反調査」という。）をするため必要があるときは、容疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者を取り調べ、又はこれらの者が遺留し、若しくは提出した物件を預置することができる。

2 第十條第五項の規定は、入国警備官が容疑者又は参考人を取り調べる場合について準用する。

二十 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そのかし、又は助けたる者

二十一 日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

二十二 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

二十三 前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

二十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において

第三十七条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、臨検、捜索又は差押えをすることができ。

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えらるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、同項の処分をすることができ。

3 入国警備官は、前二項の許可を請求しようとするときは、違反調査の対象者が容疑者であることを示す資料を提出するとともに、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める資料を添附しなければならない。

一 容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとする場合、その場所が違反調査の対象となっている事

件（以下「違反事件」という。）に關係があると認めらるに足る状況があることを示す資料

二 容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所に入

ついで捜索しようとする場合 差し押えるべき物件が存在し、かつ、その物件が違反事件に関係があると認めに足りる状況があることを示す資料

三 容疑者以外の者の物件を差し押えようとする場合  
その物件が違反事件に関係があると認めに足りる状況があることを示す資料  
求めるに足りる状況があることを示す資料  
また、簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならぬ。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。  
第三十八条 入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをする場合には、これらの処分を受ける者に前条第四項の許可状を提示しなければならない。  
2 入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをする必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。  
3 入国警備官は、住居その他の建造物内で臨検、捜索又は

らこれに署名しなければならない。  
2 入国警備官は、臨検、捜索又は押収をしたときは、その調書を作成し、前条第三項の規定による立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。  
3 前二項の場合において、取調べを受けたる者又は立会人が署名することのできなるとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に附記すれば足りる。  
(押収目録の交付及び押収物の返還)  
第四十条 入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、押収物の所有者、所持者若しくは保管者又はこれら者に代わるべき者にこれを交付しなければならぬ。  
2 入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認められたときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

第四十一条 入国警備官は、違反調査を終えたときは、すみやかに書類及び証拠物とともに違反事件を地方入国管理官署の長に引き継がなければならない。  
第三節 審査、口頭審理及び異議の申出  
(審査及び口頭審理)

は差押えをするときは、住居主、所有者若しくは管理者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができなるときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

4 臨検、捜索又は差押えは、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が入出することのできる場所での公開した時間内にこれらの処分をする場合を除き、前条第四項の許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日没までの間には、してはならない。ただし、日没前に開始した臨検、捜索又は差押えについて必要があると認めるときは、日没後も継続することを妨げない。  
5 入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

6 第十條第五項の規定は、入国警備官が臨検、捜索又は差押えをする場合について準用する。  
(調書の作成)  
第三十九条 入国警備官は、容疑者又は参考人を取り調べたときは、その供述を調書に記載し、容疑者又は参考人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自

第四十二条 地方入国管理官署の長は、前条の規定による違反事件の引継ぎを受けるときは、直ちに入国審査官に對して容疑者が第三十三條各号の一に該当するかどうかの審査を命じなければならない。  
2 入国審査官は、審査を終えたときは、すみやかに、理由を附した書面をもって、地方入国管理官署の長にその結果を報告しなければならない。  
3 地方入国管理官署の長は、入国審査官から容疑者が第三十三條各号の一に該当すると認める旨の前項の規定による報告を受けたときは、当該容疑者に対し、時及び場所を通知してすみやかに口頭審理を行なわなければならない。

4 第十條第五項及び第十一條第一項から第四項までの規定は、前項の口頭審理について準用する。  
5 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、容疑者が第三十三條各号の一に該当すると認定した場合に、当該容疑者に対し、すみやかに、理由を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることのできる旨を通知しなければならない。  
(異議の申出)  
第四十三條 前条第五項の規定による通知を受けた容疑者

は、同項の規定による認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 法務大臣は、前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、すみやかにその結果を、地方入国管理官署の長を経由して、当該容疑者に通知するものとする。この場合において、異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知は当該容疑者に対し特別在留許可をしない場合に限らず、するものとする。

#### 第四節 退去強制令書の執行

##### (退去強制令書)

第四十四条 外国人の退去強制は、退去強制令書によって行なう。

2 地方入国管理官署の長は、外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、退去強制令書を発付しなければならぬ。ただし、特別在留許可の上申をした場合において、第二十七条第六項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。

1 第四十一条第五項の規定による通知を受けた場合に

国を申し出ないとき、又は希望する国に送還することができないときは、次に掲げる国のいずれかを送還先に指定することができる。

1 退去を強制される者の親族が居住している国  
2 退去を強制される者が本邦に入国する前に居住して

いたことのある国  
3 退去を強制される者が本邦に向けて船舶又は航空機に乗つた港又は飛行場の属する国

3 前項ただし書の規定により送還先を指定する場合には、できる限り退去を強制される者の意思を尊重しなければならぬ。

4 送還先である国の特定の地域に送還することが相当であると認められるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その地域を送還先とすることができる。

##### (退去強制令書の執行)

第四十六条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りなため地方入国管理官署の長が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書を執行することができる。

3 入国警備官(前項の規定により退去強制令書を執行する

において、文書により異議の申出をしない旨を明らかにしたとき、又は当該通知を受けた日から三日以内に異議の申出をしなかつたとき。

1 異議の申出が理由がないと裁決した旨の前条第二項の規定による通知を受けたとき。  
三、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しないとき。  
3 退去強制令書には、退去を強制される者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、第四十六条第六項の規定により送還する場合の送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならぬ。

##### (送還先)

第四十五条 次条第六項の規定により送還する場合の送還先は、退去を強制される者の国籍又は市民権の属する国とする。  
2 地方入国管理官署の長は、退去を強制される者を前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適でないときと認めるに足りる相当の事情があるときは、退去を強制される者の希望する国を送還先に指定しなければならぬ。ただし、退去を強制される者が希望する

る警察官又は海上保安官を含む。以下この条及び第四十九条において同じ。)は、退去強制令書を執行するときは、退去を強制される者に退去強制令書又はその写しを示さなければならない。

4 退去を強制される者は、退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過する日(十五日を経過する日以前に第五十七条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、当該送還する日の前日)までの間に於いて、自らの費用により、自ら本邦を退去すること(以下「任意退去」といふ。)を希望するときは、任意退去をすることができる。

5 入国警備官は、退去を強制される者を第五十七条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、これらの者に退去を強制される者を引き渡すものとする。  
6 入国警備官は、退去を強制される者について退去強制

令書の執行が開始された日から十五日を経過したとき、又はその者が任意退去をしないことが明らかなきときは、すみやかにその者を送還しなければならぬ。ただし、前項に規定する場合又は次項の規定により地方入国管理官署の長が任意退去を許可した場合、この限りでない。

7 退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過した後において、退去を強制される者が任意退去を希望するときは、地方入国管理官署の長は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。

(退去強制令書の執行停止)  
第四十七条 地方入国管理官署の長(第四十九条第一項の規定により入国者收容所に收容されている者については、第五十一条第一項、第二項、第四項及び第五項において同じ。)は、退去強制令書の執行によつて、退去を強制される者が健康を害するおそれがあるときは、その者の前条第五項の規定による引渡し又は同条第六項の規定による送還を停止させることができる。

第四十八条 地方入国管理官署の長は、容疑者が第三十三号の一に明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書を発行して、入国警備官に当該容疑者を收容させることができる。

2 前項の收容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、收容すべき場所、有効期間、発付年月のもの一人に対し、その旨を通知しなければならない。

8 容疑者を收容したときは、当該容疑者の指紋を採取し、身体若しくは体重を測定し、又は写真を撮影することができる。

9 容疑者を收容することができる期間は、收容を開始した日から起算して二十日以内とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、二十日を限り延長することができる。

10 地方入国管理官署の長(第六十四条第一項の規定により第四十二条第三項から第五項までに規定する事務を取り扱う入国審査官を含む。)は、入国審査官から容疑者が第三十三号のいずれにも該当しないと認められた旨の第三十二項の規定による報告を受けたとき、同条第三項の口頭審理の結果容疑者が第三十三号のいずれにも該当しないと認定したとき、又は法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の第四十三条第二項の規定による通知があったときは、直ちに当該容疑者の身体の拘束を解かなければならない。

(退去強制令書による收容)  
第四十九条 入国警備官は、第四十六条第四項から第七項までの規定により、退去を強制される者が任意退去をし、

日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならぬ。

3 入国警備官は、第一項の規定により容疑者を收容するときは、收容令書を容疑者に示さなければならぬ。

4 入国警備官は、收容令書を所持しない場合でも急速を要するときは、容疑事実の要旨及び当該收容令書が発付されている旨を告げて、容疑者を收容することができる。ただし、当該收容令書は、できるだけすみやかに示さなければならぬ。

5 入国警備官は、容疑者が第三十三号の一に明らかに該当すると認められる場合で、收容令書の発行をまつていてはその者が逃亡すると信ずるに足りる相当の理由があるときは、收容令書の発行をまたずに、容疑事実の要旨を告げて、当該容疑者を收容することができる。

6 前項の規定により容疑者を收容したときは、入国警備官は、直ちにその旨を地方入国管理官署の長に報告しなければならぬ。この場合において、收容令書が発行されないときは、直ちにその者の身体の拘束を解かなければならない。

7 地方入国管理官署の長は、容疑者を收容したときは、すみやかに、本邦に在留する者で当該容疑者が指定する

用する。

(收容の場所及び留置の嘱託)  
第五十条 第四十八条又は前条第一項の規定により容疑者又は退去を強制される者を收容することができる場所は、地方入国管理官署の收容場、入国者收容所その他法務大臣又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が指定する場所とする。

2 警察官は、地方入国管理官署の長が必要と認めて嘱託書により依頼したときは、容疑者を警察署に留置することができる。

(收容の停止)  
第五十一条 地方入国管理官署の長は、第四十八条又は第四十九条第一項の規定により收容されている者が健康を害するおそれがあるときその他特に必要があると認めるときは、收容されている者又はその代理人、保佐人、配偶者、直系親族若しくは兄弟姉妹の請求に基づき、又は

職権に基づき、その者の収容を停止することができる。

2 前項の規定による収容の停止をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該収容の停止を受ける者の住居を定めなければならない。

3 第一項の規定による収容の停止を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長（入国者収容所長が収容を停止させた者については、入国者収容所長。次条において同じ。）から呼出しがあつたときは、これに應じなければならない。

4 第二項の場合において、地方入国管理官署の長は、当該収容の停止を受ける者に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に関して必要と認めらるる条件を附し、又は五十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

5 地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、収容の停止を受ける者以外の者の差し出した保証書をもって前項の保証金に代えることを許すことができる。

6 前項の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

第五十二条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定（収容の停止の取消し）

強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、第一項の規定により収容の停止を取り消された者に対し、収容の停止が取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該収容停止取消書及び当該収容令書又は退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第五十三条 船舶（本邦の港と本邦外の港との間を運航する船舶をいう。）又は航空機（本邦の飛行場と本邦外の飛行場との間を運航する航空機をいう。以下同じ。）又は航空機（本邦の飛行場と本邦外の飛行場との間を運航する航空機をいう。以下同じ。）の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、入港しようとする出入国港の入国審査官に対し、入港予定日時その他の事項を通報しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りでない。

2 船舶又は航空機の長は、法務省令で定めるところにより、当該船舶又は航空機が出入国港に入港したときは直ちに、出入国港から出港するときはあらかじめ、当該出入国港の入国審査官に対し、入出港届を提出しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機につ

（事前通報等の義務）

第八章程 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任

第五十四条 本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人（乗員又は第四条第二項に規定するもので、有効な乗員手帳を所持するものを除く。）が当該船舶又は航空機に乗っていることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶又は航空機の長は、第二十九条又は第五十九条の規定に違反して出国しようとする者が当該船舶又は航空機に乗っていることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

（船舶又は航空機の長の行為の代行）

第五十五条 前二条の規定により船舶又は航空機の長が「べき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機に係る運送業者も行なうことができる。」

（上陸防止の義務）

に於ける収容の停止を受けた者が逃亡し、若しくは逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき、又は同条第三項の規定に違反して呼出しに應ぜず、若しくは同条第四項の規定により附された条件に違反したときは、当該収容の停止を取り消すことができる。

2 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡したことを理由として収容の停止の取消しを呼出しに應じないことを理由として収容の停止の取消しをしたときは、同条第六項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したことを理由として収容の停止の取消しをしたときはその一部を国庫に帰属させるものとする。この場合において、同条第五項の保証書を差し出した者には、国庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

3 前項後段の規定による命令は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

4 入国警備官は、第一項の規定により収容の停止を取り消された者がある場合には、その者に地方入国管理官署の長が発付する収容停止取消書及び収容令書又は退去強制令書を示して、その者を収容しなければならない。

5 入国警備官は、収容停止取消書及び収容令書又は退去強制令書を示して、その者を収容しなければならない。

（報告の義務）

第五十四条 本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人（乗員又は第四条第二項に規定するもので、有効な乗員手帳を所持するものを除く。）が当該船舶又は航空機に乗っていることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶又は航空機の長は、第二十九条又は第五十九条の規定に違反して出国しようとする者が当該船舶又は航空機に乗っていることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

（船舶又は航空機の長の行為の代行）

第五十五条 前二条の規定により船舶又は航空機の長が「べき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機に係る運送業者も行なうことができる。」

（上陸防止の義務）

第五十六條 船舶又は航空機の長は、第五十四條第一項に規定する外国人が当該船舶又は航空機に乗っていることを知ったときは、当該外国人が本邦に上陸することを防止しなければならない。

(送還の義務)

第五十七條 次の各号の一に該当する外国人が乗ってきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人をその船舶若しくは航空機又は当該運送業者に係る他の船舶若しくは航空機により、その責任と費用で、すみやかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 第十五條第一項の規定により退去を命ぜられた者

二 第三十三條第三号から第五号まで又は第九号に該当することを理由として同條の規定により退去を強制される者

三 第三十三條第一号又は第二号に該当することを理由として入国又は上陸後三年以内に同條の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗ってきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者が第四條第一項又は第五條の規定に違反して本邦に入り、又は上陸しようとして

いて、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員で、有効な旅券又は乗員手帳を所持するものについては、この限りでない。

(日本人の帰国)

第六十條 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。前条ただし書の規定は、この場合について準用する。

第十章 管理機関

(入国審査官)

第六十一條 この法律に規定する職務に従事させるため、入国管理事務所に入国審査官を置く。

2 入国審査官は、この法律に規定する職務を行なうため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

3 入国審査官は、必要があるときは、その所属する入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行なうことができる。

いる者であることを明らかに知っていたと認められる

者

四 第七條第一項各号に係る事実があることを理由として上陸後三年以内に第三十三條の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗ってきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者の上陸の際にその者について当該事実があることを明らかに知っていたと認められる者

2 前項の場合において、外国人を同項に規定する船舶又は航空機により送還することができないときは、運送業者は、その責任と費用で、すみやかに他の船舶又は航空機により送還しなければならない。

(指示に従う義務)

第五十八條 船舶又は航空機の長及びその船舶又は航空機に係る運送業者は、入国審査官がこの法律に規定する審査その他の職務の執行に当たり必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

第九章 日本人の出国及び帰国

第五十九條 本邦外の地域におもむく意図をもって出国しようとする日本人は、有効な旅券を所持し、出入国にお

(入国警備官)

第六十二條 この法律に規定する職務に従事させるため、入国者収容所及び入国管理事務所に入国警備官を置く。

2 入国警備官の階級は、政令で定める。

3 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八條の二の規定の適用については、警察職員とみなす。

4 入国警備官は、外国人が第五條の規定に違反して本邦に上陸することを防止するため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

5 入国警備官は、第五條の規定に違反して本邦に上陸しようとしていると疑うに足りる相当の理由のある者に対して、質問し、若しくは旅券、乗員手帳その他の身分を証する文書の提示を求め、又は周囲の事情から合理的に判断して外国人が不法に本邦に上陸しようとしていることについて知っていると認められる者に対し、質問することができる。

6 入国警備官は、第五條の規定に違反する行為がまさに行なわれようとするのを認めたとときは、その予防のため関係人に必要な警告を発し、又はこれを制止することができる。

7 前条第三項の規定は、入国管理事務所に置かれた入国警備官について準用する。

(小型武器の携帯及び使用)

第六十三條 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行なうに当たり、特に必要があるときは、小型武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、小型武器を使用することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

1 刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合  
2 第十四条第七項若しくは第四十八条の收容令書若しくは退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国警備官の職務の執行に対して抵抗する場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(地方入国管理官署の長の職務の代行等)

第六十四條 地方入国管理官署の長に事故のあるとき、又は

分を示す証票を携帯しなければならぬ。  
2 前項の場合において、当該証票は、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

### 第十一章 補則

(刑事訴訟法の特例)

第六十七條 司法警察員は、第七十四條、第七十五條第一号又は第七十七條の罪に係る被疑者を逮捕し、又は受け取つた場合には、第四十八條第一項の收容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第五百三十一号)第二百三條(同法第二百一十一條及び第二百六條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことのできる。  
2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならぬ。

(刑事手続等との関係)  
第六十八條 刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行なわれている者について退

は地方入国管理官署の長が欠けたときは、その官署の入国審査官が、法務大臣の定める順序により、臨時にこの法律に規定する地方入国管理官署の長の職務を行なう。

2 地方入国管理官署の長は、法務大臣の指定する入国審査官に第十一条又は第四十二条第三項から第五項までに規定する事務を取り扱わせることができる。

(事実の調査)

第六十五條 法務大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、地方入国管理官署の長に事実の調査を命ずることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による命令を受けたとき、又はこの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、所属の入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。  
3 地方入国管理官署の長は、前項に規定する場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(制服の着用又は証票の携帯)

第六十六條 入国審査官及び入国警備官は、この法律に規定する職務を行なうときは、制服を着用し、又はその身

去強制令書が発付された場合には、これらの法令の規定による手続が終了した後でなければ、その執行(第四十九條第一項の規定による收容された者に対する第四十六條第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「退去強制令書の執行が開始された日」とあるのは、同条第四項にあっては「第六十八條第一項本文に規定する手続が終了した日又は同項ただし書の同意があつたことを知つた日(以下「手続終了等の日」という。))と、同条第六項及び第七項にあっては「手続終了等の日」とする。

2 前項本文に規定する場合において、第四十九條第一項

(收容場の設置)  
第六十九條 地方入国管理官署に、第十四条第七項若しくは第四十八條の收容令書又は退去強制令書の執行を受けらるる者を收容する收容場を設ける。

(被收容者の処遇)

第七十條 第十四条第七項若しくは第四十八條の收容令書

又は退去強制令書により収容されている者（以下「被収容者」という。）には、第五十条に規定する収容の場所（以下「収容場所」という。）の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2 被収容者には一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3 被収容者に対する給養は、適正でなければならず、収容場所の設備は、衛生的でなければならない。

4 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長（第四十六条第二項の規定により警察官又は海上保安官が退去強制令書を執行している場合にあつては当該警察官又は海上保安官の属する官署の長、第五十条第二項の規定により容疑者を警察署に留置する場合にあつては警察署長。以下この条において同じ。）は、収容場所の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品若しくは衣類を検査し、又は所持品若しくは衣類を領置することができる。

5 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、収容場所の保安上必要があると認めるときは、被収容者と次に掲げる者以外の者との面会を制限し、若しくは禁止し、

ならない。

（権限の委任）

第七十二条 この法律に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方入国管理官署の長又は日本

国領事官等に委任することができる。

（省令への委任）

第七十三条 この法律の実施のための手続その他のその執行について必要な事項は、法務省令で定める。

### 第十二章 罰則

第七十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して本邦に入つた者

二 第五条の規定に違反して本邦に上陸した者

三 仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したものは第十

四 第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにも

かかわらず、本邦から退去しない者

五 第二十六条第一項に規定する者で、在留資格取得許

可を受けることなく同項に規定する期間を経過した後

も本邦に残留するもの

六 在留期間（第二十五条第四項の出国猶予期間を含む）

又はこれと発受する通信を検閲し、若しくは禁止するこ

とができる。

一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の外交官又は

領事官

二 被収容者の代理人又は弁護士である弁護士（依頼に

よりこれらの者にならうとする弁護士を含む。）

6 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、被収容

者から処遇に関して不服の申出があつた場合において、

当該不服に係る事項を処理したときは、その結果を当該

申出人に対し告知するものとする。

7 前各号に規定するものを除くほか、被収容者の処遇に

（手数料）

第七十一条 外国人は、第十九条の活動の許可、在留資格

変更許可、永住許可、在留延長許可、再入国の許可又は

再入国の許可の有効期間を延長する第三十一条第三項の

許可（第十三条第八項又は第二十七条第八項において準

用する第二十五条第二項又は第三十一条第一項若しくは

第三項の規定による許可を含む。）を受けようとする場

合には、政令で定めるところにより、五千円をこえない

範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければ

を經過した後も本邦に残留する者又は在留資格変更許

可を受けることなく第二十四条に規定する期間を経過

した後も本邦に残留する者

七 第十三条第二項又は第二十七条第二項に規定する期

間（第十三条第八項又は第二十七条第八項において準

用する第二十五条第二項の規定による許可を受けた場

合にあつては、延長された期間）を經過した後も本邦

に残留する者

八 一時上陸の許可に係る上陸の期間を経過した後も本

邦に残留する者

第七十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲

役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反して同条に規定する活動を

つばら行なつた者

二 第二十九条又は第五十九条の規定に違反して出国し、

又は出国すること企てた者

第七十六条 第十四条第七項若しくは第四十八条の収容令

書又は退去強制令書によって身体を拘束されている者で、

逃亡したものは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

に処する。

第七十七条 第二十条第一項の規定による命令に従わな

つた者は、六月以下の懲役若しくは禁 又は五万円以下の罰金に処する。

第七十八條 第七十四條から前條までの罪を犯した者には、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第七十九條 第十九條の規定に違反して同條に規定する活動を行なつた者は、五万円以下の罰金に処する。

第八十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第四項（第四十二條第四項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は第十一條第四項の規定による虚偽の証言をした者

二 第二十一條第一項又は第二項の規定に違反して旅券等を携帯せず、又はその提示を拒んだ者

第八十一條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三條第一項の規定に違反して通報せず、若しくは同條第二項の規定に違反して入出港届を提出しなかつた者又は同條第三項の規定に違反して名簿を提出せず、若しくは虚偽の記載をした名簿を提出した者

格に対応する新法の規定による在留資格を有する者ともみなす。新法の施行の日以後において附則第五條又は第十

二 前項の場合において、旧令第四條第一項第五号から第十三号まで又は第十六号に該当する者（同項第十六号に該当する者（同項第十五号に係る者を除く。）と

十三号まで又は第十六号に該当する者（同項第十六号に

該当する者のうち、同項第十五号に係る者を除く。）として

しての在留資格は、政令で定めるところにより、当該各号に規定する活動（同項第十六号については、同項第五

号又は第十号から第十二号までに規定する活動）に対応する新法第三條第一項第四号から第十一号までに掲げる

活動をすることができる者として新法の規定による在留資格に

三 旧令第四條第一項第五号から第十三号まで又は第十六号に該当する者（同項第十六号に該当する者のうち、同

項第十五号に係る者を除く。）としての在留資格を有する者で、第一項の規定により新法の規定による在留資格

を有する者とみなされたものについては、旧令の規定による在留期間が満了する日までの間、新法第十九條中

「在留活動」とあるのは、「その者の附則第二條の規定による停止前の出入国管理令（昭和二十六年政令第三百

一 第五十四條の規定に違反して報告しなかつた者

三 第五十六條の規定に違反して上陸することを防止しなかつた者

四 第五十七條の規定に違反して送還を怠つた者

五 第五十八條の規定に違反して指示に従わなかつた者

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（出入国管理令の廃止）

第二條 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）は、廃止する。

（在留資格に関する経過措置）

第三條 この法律（以下「新法」とい。）の施行の際現に前條の規定による廃止前の出入国管理令（以下「旧令」とい。）第四條第一項各号に掲げる者のいずれか一に

該当する者（旧令第四條第一項第十六号に該当する者については、同項第五号、第十号から第十二号まで又は第十五号に係る者のうち、短期間本邦に在留しようとする

者に限る。）として在留資格を有する者は、新法の規定の適用については、それぞれ旧令の規定による在留資格

第十九号）の規定による在留資格に属する者の行なりべき活動」とする。

四 新法の施行の際現に旧令第四條第一項第十五号又は第十六号に該当する者としての在留資格を有する者で、第一

項の規定により新法第三條第一項第十四号に係る在留資格を有する者とみなされた者の新法の規定による在留期間は、旧

令の規定による在留期間が満了する日までの期間（旧令第四條第一項第二号に該当する者としての在留資格を有

する者については、新法の施行の日から一年を経過する日までの期間）とする。

六 新法の施行の際現に旧令の規定による在留資格を有する者で、第一項に規定する者以外のものは、新法第三條

第一項第十六号に係る在留資格を有する者として本邦に在留することができ。新法の施行の日以後において

附則第五條の規定により旧令の規定の例による在留資格



人又は同章第三節の規定(旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含む。)による手続が行なわれていて外国人に関する旧令第五節第一節から第三節まで及び第五節中収容令書の発行を受けている者に係る部分の規定に係る事項(これらの事項に係る罰則の適用を含む。)については、なお従前の例による。この場合において、旧令の規定中「特別審理官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは、「地方入国管理官署の長」と、「第五十一条の規定による退去強制令書」とあるのは「出入国法(昭和四十八年法律第 号)の退去強制令書」とする。

3 前二項に規定する外国人に対する退去強制は、その者に係る容疑事実が新法第三十三条各号の一に掲げる要件に該当する場合に限り、するものとする。

第十二条 旧令第十條第八項又は第十一條第五項の規定による退去を命ぜられた者に関する旧令第五十九條(第一項第二号及び第三号を除く。)の規定に係る事項(これに係る罰則の適用を含む。)については、なお従前の例による。

第十四条 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律百二十六号。以下「法律百二十六号」という。)の一部を次のように改正する。

題名中「措置」を「措置等」に改める。  
第二条の見出し中「経過規定」を「経過規定等」に改め、同条第六項中「出入国管理令第二十二條の二第一項」を「旧出入国管理令第二十二條の二第一項又は出入国法(昭和四十八年法律第 号)第二十六條第一項」に改める。  
(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正)

第十五条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律百四十六号。以下「法律百四十六号」という。)の一部を次のように改正する。  
題名中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

2 旧令第二十四條各号の一に該当したことを理由として退去を強制される者については、新法第五十七條第一項第二号中「第三十三條第三号から第五号まで又は第九号に該当することを理由として同条」とあるのは「附則第二條の規定による廃止前の出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧令」という。)第二十四條第五号又は第六号に該当することを理由としてこの法律」と、同項第三号中「第三十三條第一号又は第二号に該当すること」とあるのは「旧令第二十四條第一号から第三号までの規定に該当すること」と、「同条」とあるのは「この法律」と、「第四条第一項又は第五条の規定に違反して」とあるのは「旧令第三條若しくは第九條第五項の規定に違反して、又は旧令第三章第四節の規定による許可を受けないで」と、同項第四号中「第七條第一項各号」とあるのは「旧令第五條第一項各号」と、「第三十三條」とあるのは「この法律」とする。

(入国審査官及び入国警備官に関する経過措置)  
第十三条 旧令の規定に基づく入国審査官及び入国警備官は、それぞれ新法の規定に基づく入国審査官及び入国警備官となるものとする。  
(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基

第一条第一項中「(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める本邦をいう。)」を削る。  
第六条第一項中「出入国管理令第二十四條」を「出入国法(昭和四十八年法律第 号)第三十三條」に改め、同条第三項中「出入国管理令第二十七條、第三十一条第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十五条第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」を「出入国法第二十七條第一項及び第五項、第四十二条第一項、第三項及び第五項並びに第四十八條第一項、第五項及び第十項中「第三十三條各号」とあり、同法第三十四條中「前条各号(第四号を除く。以下同じ。)」に、「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。  
第七条(見出しを含む。)中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。  
第十六条 附則第十四條の規定による改正後の法律第一百十六号第二條第六項の規定により本邦に在留する者は、新法第二十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項及び第二項並びに第三十三條第十二号から第十四号



政令第三百十九号)の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を「出入国法(昭和四十八年法律第 号)の規定により退去を強制される者を一時的に改める。

第二十條 外国人登録法の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中「出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)を「出入国法(昭和四十八年法律第 号)」に、「寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、船舶上陸の許可、緊急上陸の許可及び水難による上陸の許可」を「又は一時上陸の許可」に改め、同条第二項中「出入国管理令第二条第五号」を「出入国法第二条第四号」に改める。

第三条第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に、「六十日」を「九十日」に、「出入国管理令第三章に規定する上陸の手続」を「同法第三章の規定による上陸に関する手続」に、「三十日」を「六十日」に改める。  
 第四条第一項第十号中「出入国管理令」を「出入国法」に改め、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。  
 十四 在留資格(出入国法に定める在留資格をいう。

その他の経過措置の政令への委任)  
 第二十二条 この附則に定めるもののほか、新法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
 第二十三条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における出入国に関する状況等にかんがみ、これらの状況に即応して、出入国管理令を廃止し、新たに本邦に入学し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理するための法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以下同じ。)  
 十五 在留期間(出入国法に定める在留期間(同法第十三条第二項又は第二十七條第二項に規定する期間を含む。)をいう。以下同じ。)

第十條第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に、「出入国管理令に定める」を「同法に定める」に改める。  
 第十二條の二第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に改める。  
 第十三條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。  
 第十四條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に、「在留期間の更新」を「在留の延長」に改め、同条第三項中「在留期間の更新」を「在留の延長」に改める。

第二十一条 前条の規定による改正後の外国人登録法第三條第一項の規定にかかわらず、新法の施行の日前に本邦に入つた者、本邦において外国人となつた者又は出生その他の事由により旧令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつた者の登録の申請(これに係る罰則の適用を含む。)については、なお従前の例による。

〈本取扱書店〉

- 内山書店 千代田区柳田柳保町す すら通り 二九四〇六七
- ウメ書店 千代田区柳田柳保町 一五二一九一七五六
- 信出版社 千代田区柳田柳保町二 一六三三六〇
- 考林堂 豊島区西池袋一の二 三九四一〇一
- 第一書林 豊島区岩一の三八 八六五二四二
- 文獻堂 新宿区戸塚一の四八 二〇三二九七
- 吉祥寺ウメ 武蔵野市吉祥寺本 町二〇七
- 四三二一三二九六八
- 雄飛社 新宿区新宿二の八中江 ヒル 三五二三六八
- 都立書房 目黒区八雲一二五 七七一九七
- ルビク書房 横浜市神奈川区鶴 屋町一の八第ニ盟和ビル
- 四五三三二一〇六〇
- イカク書店 神戸市生田区北長 狭通子目録高梁線六号 〇七六三九一〇四七〇
- 三月書房 京都市中京区寺町一条 上ル西 〇七五三三一一九四
- 中高屋書店 京都市左京区善田京 都大学正門前 〇七五七六一四二二
- ふたば書房 京都市中京区河原町 三条北 〇七五二二一〇六九
- 京都書院 京都市中京区河原町四 条上ル 〇七五三三一一〇六三
- 近鉄書店 大阪府阿野野区松崎 町二の六二 〇六二二五七五
- ウメ書齋 大阪府浪速区新川 二の六一 〇六三三〇四七
- 實業社 大阪府北区豊島毎日新聞 社前 〇六三三〇四二二
- 平和書房 広島市千田一〇三 〇八二二四一九七
- アキ書房 札幌市中央区北二西 三〇二二二一六五三四

参考資料)

「外国人登録令」（昭和 22 年 5 月 2 日勅令第 207 号）第 15 条 2 項

前 2 條の規定による処分に係る外國人は、前項の期間内及び訴の提起があつたときは訴訟の係属中は、これを退去せしめることができない。

※なお、ここに、「前 2 條の規定による処分」とは、退去命令・退去強制を指す。前項の期間内とは出訴期間を指す。

「不法入国者等退去強制手続令」（昭和 26 年政令第 33 号）第 16 條 4 項

退去強制令書により入国者收容所に收容された者は、なるべくすみやかにその者の本国に送還されなければならない。但し、第 20 条第 1 項に規定する出訴期限を経過するまで及び同項の訴の提起があつた場合においてその訴訟が終るまでは、送還することができない

塩野宏「行政法 2（第 6 版）」220 頁（有斐閣. 2019 年）

「仮に執行停止を原則として存続させるとしても、個別の行政過程の特殊性に応じた柔軟な制度が考えられてよい。例えば、外国人に対する退去強制処分はそれが執行されると實際上、重大な損害が生ずるおそれのある場合が多いが、訴えの提起と執行停止決定の間には時間があるので、停止決定を待たずに執行がなされてしまうこともありうる。このような場合には集団示威更新と異なり、執行停止決定が本案化するおそれはないのであるから、カテゴリカルに訴えの提起には例外の余地を残した上で、執行停止効果を結合させても良いのではないかと思われる」。

## 収容・送還に関する専門部会におけるこれまでの議論に対する意見

2020年3月31日  
全国難民弁護団連絡会議

2019年10月に「出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」（以下「本専門部会」という。）は、第6回会合（2020年1月28日）の配布資料として、本専門部会における従前の議論を整理した上、「これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）」（以下「本方策等（案）」という。）を公表している。

当会議は、難民を保護するために活動する法律実務家の団体として、日本における難民保護という観点から、本件専門部会におけるこれまでの議論とともに、本方策等（案）で述べられている「庇護を要する者の適切な保護」のための方策等について、以下のとおり意見を述べる。

### 第1 本専門部会におけるこれまでの議論について

当会議は、本専門部会を通して、「送還忌避者」と言われる存在の実体を理解しようとし、そして、送還されたくない理由をもっている人たちが多く存在し、そのような人たちへの扱いにおいて一方的な出入国管理の価値の実現のみではなく、難民の適正な保護の実現や、家族や子どもの権利などの人権諸条約の実現の問題に絡んだ複雑な様相を有する課題であることを確認した。

特に、資料として提出されてきた送還忌避者の割合に占める難民申請者の割合は極めて高く、この問題が難民条約の実践と深く結びついていることを示している。この難民条約の履行は、裁量行為によるものではなく、本来羈束行為としてなされるべきものであるにもかかわらず、日本の難民認定率は世界各国に比しても異様な低さであって、様々な機会に国際社会からの批判を浴びている状況にある<sup>1</sup>。

しかも、今回の議論の開始にあたって配布された資料には、送還忌避者の中に刑事犯罪に問われている者がいるとし、殺人罪で処罰された経験を有す

---

<sup>1</sup> 2011年11月、国会で全会一致で採択がなされた決議でも、「国内における包括的な庇護制度の確立」が政府に要請されていることを想起せねばならない。」とされている。

るものであるかのような情報が含まれていた。この情報は完全な誤導であった。かかる重大な誤導によって始まった議論について、誤導が影響していないという疑いを払しょくできているか否か疑問があることを指摘せざるを得ない。

さらに、本専門部会の議論に影響する事案として、2019年9月17日のイラン改宗ケースの難民事件判決（高裁でも維持）<sup>2</sup>に続き（この事案は2回目の難民申請の処分が争われた）、今般3月10日に東京地裁（民事51部）で下された難民事件判決<sup>3</sup>について触れておきたい。この原告はミャンマー・カチンの女性であるが、難民申請は3回繰り返され、3回目の難民不認定処分が裁判で争われ、裁判所は原告を難民と認め、法務大臣に難民認定を命じている。当会議は、今回の本専門部会の決断が、このような当事者の存在を排除する結果となることを恐れ、日本の難民認定制度がこのような当事者を適正に保護する状態にないことこそが問題であることを強く感じている。

かかる状況認識と実態把握とを前提に考えるとき、今回の本専門部会の議論の方向性があまりにも一方的で片面的であるということを指摘せざるを得ない。

特に難民に関連しては、送還禁止効の一部例外を認めようと検討がされているが、そもそも立法趣旨が難民申請者の法的地位の安定にあり<sup>4</sup>、その立法趣旨が現時点で喪失したとは到底考えられない。しかも、これまでの2度にわたる難民専門部会の中で繰り返し指摘されてきた「真の難民を保護」や「難民認定制度は、全体として合理性と透明性の高められたものであること」等の取組が具体的に進捗していない中で、送還禁止効の一部例外のような議論がされるのは、文字どおりの本末転倒と言わざるを得ない。

---

<sup>2</sup> イラン人複数回申請者（改宗者）の難民不認定処分を取り消すとともに法務大臣に難民認定処分の義務付けを行った、東京高裁令和2年3月18日判決（令和元年（行コ）第255号事件）とその原審の東京地裁令和元年9月17日判決（平成30年（行ウ）第237号事件）

<sup>3</sup> ミャンマーの複数回申請者（カチン族女性）の難民不認定処分を取り消すとともに法務大臣に難民認定処分の義務付けを行った、東京地裁令和2年3月10日判決（平成29年（行ウ）第166号事件）

<sup>4</sup> 第4次出入国管理政策懇談会の難民問題に関する専門部会（部会長：横田洋三中央大学教授（当時））の「難民認定制度に関する検討結果」では、「(3) 難民認定申請中の者の法的地位について」論じ、「現行法の下では、難民認定を申請した者が不法滞在者であれば、退去強制事由該当事者として退去強制手続が進められることとなる。そのため、申請者が不法滞在者の場合、難民認定申請手続と退去強制手続が同時に進行することとなり、申請者が退去強制手続のため当局に収容されることについて人権上問題であるとの批判があることも事実である」（2002年11月中間報告）として「このような実情を踏まえて専門部会において検討を重ねた結果、難民認定申請者については、安心して審査が受けられるよう、ア法務大臣による難民認定の許否の決定（異議申出を含む。）が下されるまでの間は、退去強制事由該当事者であっても退去強制されないよう法的に保障すること」（2003年12月最終報告）としたのである。

さらに、収容の問題についても、本方策等（案）がほとんどが自由裁量となっている収容実態に対してメスをいれず、行政サイドの問題点を浮き彫りにできない内容にも到底納得はできない。特に司法的抑制の意義については、「行政訴訟制度による司法審査の機会」等という事後的なチェックでは何らの抑制にもならないことは現状に照らしても明らかであり、また収容期限の上限の設置という点についても、人身の自由への重大な制約であることに鑑みれば積極的な判断が求められるところ、これも軽視されたとしか言いようがない。

本専門部会に求められることは、適正な難民保護であり、人権条約の履行であり、人身の自由に対する十分な配慮のある制度とその運用である。その点をあらためて明確にしておきたい。

## 第2 本方策等（案）で述べられている「庇護を要する者の適切な保護」のための方策等について

本方策等（案）においては、「庇護を要する者の適切な保護」のための方策として、①難民条約上の「難民」の解釈の明確化、②人道的な配慮を理由に在留を認める者の明確化、③難民認定における手続の整備（代理人の同席等）が挙げられている。

そこで、以下においては、これらの方策等を具体化するための立法上及び運用上の措置に関する意見を述べる。

### 1 難民条約上の「難民」の解釈の明確化について

#### (1) 立法上の措置

##### 【現行入管法】

(定義)

2条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

3号の2 難民 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。

(略)

【改正試案】3号の2の末尾に以下の記載を追加する。

なお、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」の判断にあたっては、難民関連の諸条約に関する国連難民高等弁務官事務所の解釈や勧告等を十分尊重しなければならない。

現行法2条3号の2は、難民認定の処分要件である「難民」の定義（概念）を規定するところ、同条項のなお書き・括弧書き等として、上記のとおり、法定の解釈規定を設けるべきである。

現行法2条3号の2の「難民」の定義は、難民条約1条の「難民」の定義をそのまま国内法化したものであり、ドイツ法・アメリカ法等も同様である（ドイツ法・アメリカ法は具体的に「難民」の定義を国内法として再度規定している点は異なる）。

しかしながら、日本政府の行政解釈では「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」の判断において、「申請者が迫害の主体から殊更に注視されていなければならない」との解釈が採用されていることから、他国に比してそもそも難民概念が限定されている。

そこで、平成16年改正においても参議院で附帯決議として「3 出入国管理及び難民認定法に定める諸手続に携わる際の運用や解釈に当たっては、難民関連の諸条約に関する国連難民高等弁務官事務所の解釈や勧告等を十分尊重すること」との事項があえて規定されていたところである。

しかしながら、それでも国内法の解釈は変更されることなく現状に至っており、もはや法律をもって解釈指針を規定するほかない状況にある<sup>5</sup>。

よって、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」の判断において、前記のとおり法定の解釈規定を定めるものである。

## (2) 運用上の措置

次に、運用上の措置としては、難民の定義の解釈の明確化を実現するためより具体的な方策について、速やかにあらためて難民専門部会を開催して検討した上、これに基づき、「難民認定実務取扱要領」「難民審査請

<sup>5</sup> 第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会の「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（2014年12月）の提言III①においても、「難民該当性に関する判断の規範的要素を、我が国でのこれまでの実務上の先例や裁判例を踏まえ、また、UNHCRが発行する諸文書、国際的な実務先例及び学術研究の成果なども参照しつつ、可能な限り一般化・明確化することを追求すべきである」とされている。特に後者の指摘は個別把握説を前提としないものである。

求事務取扱要領」等において、難民条約上の難民定義の各要素についての解釈基準を明確化して記載するとともに、これを公表すべきである。このような明確化が必要な難民の定義の解釈としては、例えば、どの程度将来の迫害のリスクがあれば「十分に理由のある恐怖」があると認めるかの基準、「迫害」の定義、「特定の社会的集団」とはどのような集団を意味するのか、迫害の恐怖と条約上の理由との因果関係があると認めるにはどの程度の関連性（唯一又は主要な理由でなければならないのか、又は寄与の程度でよいのか等）が要求されるのか等を挙げることができる。

次に、第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会（以下「難民専門部会」という。）による「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（2014年12月。以下「難民専門部会の提言」という。）の「提言II」には、「保護対象の明確化」以外にも、「手続きの明確化」が提言されているところ、一部の先進国で行われているように、信ぴょう性の評価基準や手法、面接の手法や面接記録の取り方についてできる限り明確化した基準を作成した上、できる限り公開すべきである。また、諸外国で行われているように、出身国別・難民申請者のプロフィール（背景・経歴）別に、詳細な難民該当性の評価に関する資料を作成し、同様のケースの先例・指針とすることも、適正性だけでなく、効率性の観点からも有用である。このような例としては、英国やニュージーランドの **Country Guidance Cases** が挙げられる。

さらに、難民認定の透明性と質を更に向上させるための具体的措置として、諸外国で行われているクオリティ・イニシアティブのような、国際難民法の外部の専門家（UNHCR等）による認定の過程のモニタリング等を実施することを検討し、次回の出入国在留管理基本計画に盛り込むべきである。

## 2 人道的な配慮を理由に在留を認める者の対象の明確化について

### (1) 難民申請を行った者の家族生活などを理由とする在留特別許可の規定の整備

#### ア 立法上の措置

##### 【現行入管法】

(退去強制手続との関係)

第 61 条の 2 の 6

(略)

4 第 50 条第 1 項の規定は、第 2 項に規定する者で第 61 条の 2 の 4 第 5 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとなったもの又は前項に規定する者に対する第 5 章に規定する退去強制の手続については、適用しない

##### 【改正試案】以下のように改める。

4 第 50 条第 1 項の規定は、**前項に規定する者**に対する第 5 章に規定する退去強制の手続については、適用しない。

現行法 61 条の 2 の 6 第 4 項は、①仮滞在許可を受けていたが仮滞在許可を取消された難民申請者（61 条の 2 の 4 第 2 項に規定する者（仮滞在を受けた者））で、61 条の 2 の 4 第 5 項 1 号から 3 号までのいずれかに該当することとなったもの（仮滞在許可が取り消されたもの）、②そもそも仮滞在許可を受けていない難民申請者及び仮滞在許可を受けていたが仮滞在許可の終期が到来した者（前項（61 条の 2 の 4 第 3 項）に規定する者）について、すなわち、難民申請者全般に、退去強制手続における在留特別許可の判断（50 条 1 項）を適用しないとするものである。

この規定は、一度でも難民認定申請をしたことのある当事者には、50 条 1 項の規定の適用が一律除外されるとも解釈しうるため、50 条に基づく在留特別許可しない旨の判断を含む裁決が存在しないとされ、その職権撤回処分を求める再審情願が不可能であるとも解釈し得る（実際の行政実務の運用はこのようになっている）。

以上を前提として、上記のような場合には、難民該当性でなく、婚姻、出産などの家族生活の保護が専ら問題となる場合であっても、難民申請をせざるをえないという構造的問題を生じさせている。

そこで、婚姻、出産といった家族生活の保護が主に問題となる場合に、退去強制手続上の在留特別許可（ないし再審情願）を可能とすることで、難民申請と家族生活などの在留特別許可の整理を図るため、「現に」難民申請中のものに限り 50 条の適用がないものとするよう、本条を改正すべきである。

#### イ 運用上の措置

在留特別許可のあり方については、「在留特別許可に係るガイドライン」が公表されているが、この内容については、少なくとも、子どもの最善の利益、家族生活の尊重または私生活に対する恣意的な干渉の禁止、無国籍者の保護などの国際人権条約上の基準と整合性させるべく、改訂すべきである。

### (2) 補完的保護を理由とする在留許可の規定の整備

#### ア 補完的保護の導入とその要件（対象）の明確化

##### 【現行入管法】

（在留資格に係る許可）

##### 第 61 条の 2 の 2

（略）

2 法務大臣は、前条第 1 項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

##### 【改正試案】2 項の末尾に以下の記載を追加する。

ただし、審査の結果、第 53 条第 3 項各号に掲げる国以外に当該在留資格未取得外国人の送還先が存在しないこと又は当該在留資格未取得外国人を送還した場合に重大な危害を被る現実的な危険が存在することが認められた場合には、その在留を特別に許可しなければならない。

#### （ア） 補完的保護の対象の明確化（要件の明確化）

現行法 61 条の 2 の 2 第 2 項は、「法務大臣は、前条第 1 項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当

該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる」と規定し、条約上の「難民」にあたらぬ場合についていわゆる人道配慮の規定を設けている。

しかし、そもそもその要件が法律上規定されていないことから、その要件を明確にするため、上記のとおりこれを定めるべきである<sup>6</sup>。

① 53条3項各号に掲げる国以外に送還先が存在しない場合

退去強制手続における送還禁止規定が53条に規定されており、難民ではない場合にも送還の場面においては同条の適用がある。

しかしながら、このような状況に送還禁止するだけでは、送還されないにとどまり、全件収容主義を前提に収容され続けることとなる。例外的に仮放免状態となったとしても就労は禁止されあまりにも過酷な状況が継続することとなる。

そこで、これらの場合には、ドイツ法を参考に、在留資格を取得する制度とすべきであって、退去強制手続の中においては50条の考慮要素とすべきであるが、難民認定手続においては現行法61条の2の2第2項の要件として明確化すべきである。

② 重大な危害を被る現実的な危険を有する場合<sup>7</sup>

現行法53条3項は、送還禁止国として「難民条約第33条第1項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）」（1号）、「拷問及び他の残虐な、

---

<sup>6</sup> 難民専門部会の提言の「提言I②」は、「また、近年の国際社会の動向を踏まえつつ、国際社会の一員としての我が国の立場から、例えば、世界の各地域において発生した武力紛争による本国情勢の悪化による危険、あるいは、拷問等禁止条約に規定する拷問を受ける危険などから我が国に逃れてきた者等について、まずは、難民該当性の判断を行い、その結果難民条約上の難民に該当しないと考えられた場合であっても、我が国として国際的に保護の必要がある者に対しては、国際人権法上の規範に照らしつつ、我が国の入管法体系の中で待避機会としての在留許可を付与するための新たな枠組みを設けることにより、保護対象を明確化するべきである。」としている（同9頁）。

また、難民専門部会報告の提言I③は、「その際の要件については、例えば、欧州連合の国際的保護に関するルールであるEU資格指令で採用されている、「補完的保護」（補充的保護・Subsidiary Protection）における「重大な危害」に関する規定などが、一つの参考になろう」とする（同9頁）。

<sup>7</sup> 難民専門部会の提言は、「国際人権法上の規範を基礎とする保護の対象範囲としては、現行の入管法で送還禁止が規定されている拷問等禁止条約、強制失踪条約に加え、人権諸条約、特に、自由権規約（国際人権B規約）に規定する「拷問及び残虐な取扱い、刑罰等の禁止」や、児童の権利条約に規定する「児童の最善の利益」などを考慮すべきとの意見があった」とする（同10頁）。

また、同提言は、「欧州においては、『第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民又は補充的保護を受ける資格のある者の統一した地位、及び付与される保護内容についての基準に関する2011年12月13日付けの欧州議会・欧州理事会指令』（EU資格指令）において、『重大な危害』として、『出身国における申請者への拷問若しくは非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い、又は刑罰』、『国際又は国内武力紛争の状況における無差別暴力による文民の生命又は身体に対する重大かつ個別の脅威』などと規定している（第15条）」とする（同10頁）。

非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第 3 条第 1 項に規定する国」(2 号)、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第 16 条第 1 項に規定する国」(3 号)を規定する。

しかし、自由権規約 6 条に違反する死刑存置国への送還、紛争国への送還(戦争避難民)等を含めて禁止するため、EU 指令を参照して同条項に「重大な危害を被る現実的な危険を有する場合」を加えるとともに、これらの場合にも在留資格を取得できるよう規定を整備すべきである。

#### (イ) 補完的保護としての判断の羈束化

現行法 61 条の 2 の 2 第 2 項は、「その在留を特別に許可することができる」として裁量処分とするが(その意味で「人道配慮は補完的保護ではない」と言われる)、本来は補完的保護は権利性を有するもの(一定の要件を満たす場合には羈束的に認められるもの)であり、補完的保護を導入するため、一定の要件を満たす場合には必要的になされなければならないものとすべきである<sup>8</sup>。

そのため、61 条の 2 の 2 第 2 項の文言は、「在留を特別に許可することができる」から「在留を特別に許可する」との規定ぶりに改めるべきである。

なお、従前に裁量的に救済されてきた事情については、「その他当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情」に含まれるものであり、従前と同様に取り扱われるべきである。

### (3) 在留資格を有する外国人の難民申請に対する補完的保護の判断の規定の整備

#### 【現行入管法】

※前掲の第 61 条の 2 の 2 第 2 項に、在留資格未取得外国人にかかる定めはあるが、短期滞在等の在留資格を有する外国人(難民申請者)については定めが欠落している。

<sup>8</sup> 難民専門部会報告書は、「一般的に『補完的保護』とは、難民条約の解釈によっては難民と認定されないものの、各種の理由から本国への帰還が可能でないか望ましくない者に対し、国際的な人権・人道上の規範によって国際的保護の機会を付与する考え方である」とする(同 10 頁)。

【改正試案】以下の条項(第2項の2)を新設する。

(在留資格に係る許可)

第61条の2の2

2の2 前項の規定は、前条第1項の申請をした在留資格を有する外国人(6月以下の在留期間が決定された者に限る。)について、難民の認定をしない処分をする場合、又は第1項の許可をしない場合に準用する。この場合において、前項中「当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情」とあるのは「当該外国人の在留資格変更を許可すべき事情」と、「在留を特別に許可」とあるのは「在留資格変更を許可」と読み替えるものとする。

現行法では、在留資格を有しない難民申請者に対する在留を許可する処分(いわゆる人道配慮)に係る判断を義務付ける規定は整備されているものの(現行法61条の2の2第2項)、下表のとおり、在留資格を有する難民申請者に対して在留を許可する処分(いわゆる人道配慮)に係る判断を義務付ける規定を欠いている。

すなわち、法律上は、在留資格を有する難民申請者に対する在留を許可する処分(いわゆる人道配慮)を判断しなければならない旨の規定は存在しないところ、補完的保護は在留資格を有する難民申請者にとってもその判断の機会を確保すべきであることから、これに応じた規定を整備すべきである。

	難民認定後の在留資格の規定	人道配慮の判断の義務化
在留資格を有しない難民申請者	61条の2の2第1項	61条の2の2第2項
在留資格を有する難民申請者	61条の2の3	規定がない

### 3 難民認定における手続の整備（代理人の同席等）

#### (1) 不受理の禁止

##### 【現行入管法】

※61条の2の2第1・2項に、難民認定申請の受理及び受理後の処理に関する定めが欠落している上、行政手続法の適用も除外されている。

##### 【改正試案】以下の条項(第2項の2)を新設する。

第61条の2（難民の認定）

（略）

3 法務大臣は、第1項の申請があったときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、その他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた難民の認定又は難民認定しない処分を判断しなければならない。

現行の行政手続法では、「難民の認定に関する処分」が適用除外とされているため（同法3条10号）、難民認定手続には同法7条（申請の応答義務すなわち不受理・返戻の禁止）<sup>9</sup>の適用がない。

しかしながら、それは難民申請に対する不受理・返戻を認める趣旨ではない一方、実務では不受理・返戻の事案も散見されるとの指摘が弁護士又は支援者からされているところである。

そこで、難民認定申請の不受理・返戻を明示的に禁じるため、この規定を置くべきである<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 行政手続法7条（申請に対する審査、応答）「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」

<sup>10</sup> 難民専門部会の提言「提言Ⅱ」においては、誤用・濫用対策とともに、「申請者の置かれた立場や、行政手続一般に認められているところの手続保障にも十分に配慮しつつ、透明性のある手順に従うことが必要である」とし（同23頁）、行政手続一般に認められているところの手続保障に十分に配慮することと併せて要求していたところである。

## (2) 代理人

### 【現行入管法】

※61条の2においては、代理人に関する定めも欠落している。

### 【改正試案】以下の条項(第2項の2)を新設する。

(難民の認定)

第61条の2

(略)

4 第1項の申請は、代理人によってすることができる。

5 前項の代理人は、各自、申請者のために、当該申請に関する一切の行為をすることができる。

現行法には難民申請の代理人につき明文の規定がない。

しかしながら、これもまた難民申請者の代理人の選任を禁じる趣旨ではないと思われるが、難民認定手続における適正手続保障と難民申請者の権利保護、そして適正な難民認定制度の運用といった観点からも、難民申請段階から代理人選任権を保障することは必要不可欠である。

しかし、実務上、難民申請そのものも代理人が行うこともできず（そうであるがゆえに不受理・返戻が生じる）、難民調査官によるインタビューの日時の調整も、処分（結果）の告知の日時の連絡も全て代理人には直接されない実務となっており、インタビューへの代理人の立会も実務上は認められていない。このように一次手続全体にわたって代理行為が広範な制約を受けている結果として、申請者に対する権利保障の担保は極めて脆弱である。

一方、二次手続（難民不認定に対する審査請求。61条の2の9以下）には、原則として行政不服審査法の適用がある（行政不服審査法7条1項10号参照）。一部に行政不服審査法の適用除外・読み替え規定が存在するものの（61条の2の9第6項）、行政不服審査法12条の適用があることから、審査請求においては、審査請求人は弁護士の代理人を選任することができる<sup>11</sup>。その他、行政不服審査法上の代理人としての各種活動にかかる

<sup>11</sup> 行政不服審査法  
(代理人による審査請求)

第12条

1 審査請求は、代理人によってすることができる。

規定の適用もあり、口頭意見陳述・審尋期日への出席や意見陳述等も認められている。この点でも、一次手続における手続保障規定の欠落は際立っているのである。

そこで、二次手続との不均衡を解消し、行政手続法の適用除外の穴を埋める趣旨で、入管法上の明文の規定をもって、必要最小限の規定の整備をしようとするのが、上記試案である。

### 第3 まとめ

当会議は、本専門部会に対し、今後の意見取りまとめの過程で、以上に述べた事項について十分に議論がなされ、「庇護を要する者の適切な保護」のための方策が適切に取りまとめられることを改めて要請する次第である。

以上

#### 《本意見書に関する連絡先》

全国難民弁護団連絡会議事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4階

いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4827 Fax：03-5312-4543

Eメール：[jlnt@izumibashi-law.net](mailto:jlnt@izumibashi-law.net)

URL：<http://www.jlnt.jp/>

---

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。